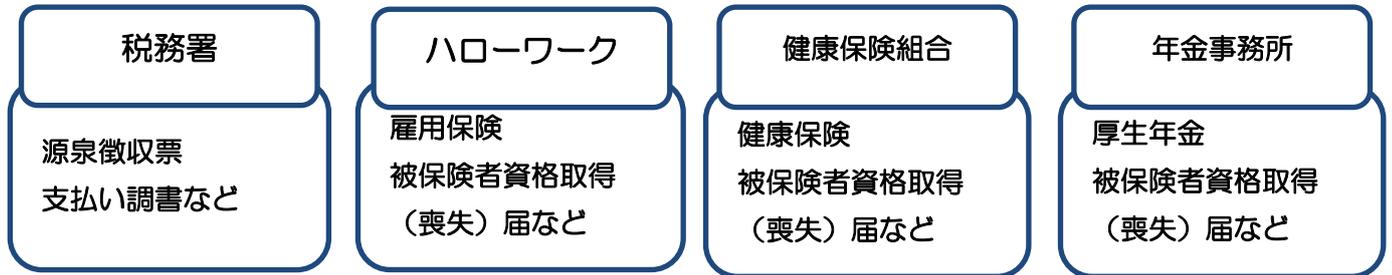


マイナンバーの使いみち

マイナンバーは社会保障・税の手続きで使います



大田区では、いつから、どんなときに必要になるの？

1. 通知カードがお手元に届いたときから

必要となる手続き	窓口
住民票の転入届、転居届など	本庁戸籍住民課 特別出張所



婚姻等で氏名が変更となった場合も通知カードの裏面に新しい氏名を記載しますのでご持参ください。

2. 平成28年1月から

該当	必要となる手続き	窓口
【国保】	国民健康保険(国保)の届け出、国保の給付	国保年金課
	後期高齢者医療	特別出張所
【税金】	住民税	課税課
	軽自動車税	
【福祉】	介護保険	介護保険課
	障がい者支援 手帳・手当、年金 障害基礎年金、医療	障害福祉課
	生活にお困りの方へ 生活保護その他のご相談	地域庁舎 生活福祉課

3. マイナンバーに伴う手続きでは、本人確認を厳格に行います。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です。

個人番号カードを
持っている場合

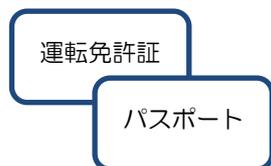
カード1枚で
可能です。



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をします。

身元確認



顔写真付証明書が無い場合は
保険証・年金手帳など

番号確認



通知カードまたは
住民票の写し(マイナンバー付)

マイナンバーを使うとき何に気をつければいいの？



通知カードを失くさない

税・社会保障の手続で
使います。



むやみに他人に教えない

他人に教えたり、正当
な手続き以外では、マ
イナンバーは複写・メ
モなどさせないでくだ
さい。

詐欺にご注意！

電話・インターネッ
ト・メール等で、マ
イナンバーを安易に
伝えないでくださ
い。

手続で使う行政機関は？

都道府県、市区町村
役場、税務署、ハロ
ーワーク、年金事務
所です。

使い道は限られています

行政機関、勤務先、
金融機関、証券会社、
保険会社以外から、
マイナンバーを求め
られることは原則あ
りません。

勤務先は、何で取り扱うの？

給与の支払、雇用保
険、健康保険、厚生
年金関係の届出のた
めにマイナンバーを
扱います。

むやみに使わない

パスワードに使った
り、SNSでマイナン
バーを公表したりし
ないでください。

